

広島県告示第七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市安浦町大字中畑字萩原一〇七四一の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため